

国民年金システム標準化研究会 ワーキングチーム(第1回)  
議事要旨

日時：令和3年10月19日(火) 14:00～16:00

場所：オンライン開催

出席者(敬称略)

(構成員)

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 中川 健治 | 株式会社ECO経営企画室 代表取締役          |
| 立石 亨  | 公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役        |
| 林 友美  | 神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長      |
| 丸山 由紀 | 江戸川区生活振興部地域振興課国民年金係 係長      |
| 幸野 利彦 | 高松市市民政策局市民課 係長              |
| 江尻 紀子 | 高岡市福祉保健部保険年金課後期高齢者医療・年金係 係長 |
| 小川 斐花 | 下野市市民生活部市民課保険年金グループ 主事      |

(オブザーバー)

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 上野 耕司  | 厚生労働省デジタル統括アドバイザー            |
| 山本 康   | 厚生労働省デジタル統括アドバイザー            |
| 伊藤 豪一  | デジタル庁プロジェクトマネージャー            |
| 前田 みゆき | デジタル庁プロジェクトマネージャー            |
| 丸尾 豊   | デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐           |
| 田尻 和広  | 日本年金機構事業企画部事業企画グループ長         |
| 和田 大   | 日本年金機構国民年金部適用グループ長           |
| 高柳 淳一  | 日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ参事役 |
| 鎌倉 静香  | 厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐           |
| 濱村 明   | 厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐           |
| 平山 宏昌  | 厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官    |

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1回研究会の振り返り
- (2) 標準仕様の構成(ツリー図)における論点討議
- (3) 業務フローにおける論点討議
- (4) 機能要件及び帳票要件について
- (5) 今後の進め方について
- (6) その他

3. 閉会

## 【意見交換(概要)】

### (2) 標準仕様の構成(ツリー図)における論点討議

- 討議事項「共通①(年金機構への送付/情報登録業務の集約可否)」についての論点②(大きな流れが同じであれば業務フローを1つに統合してよいか)について、年金機構から帳票(一覧表等)を受領するという点で流れが同一であったとしても事務内容が異なるため、業務フローを1つに統合するというのは難しいのではと考えている。例えば、免除業務では免除受付後に年金機構へ申請書を送付し、却下又は承認結果を受付処理簿に記載するまでが一連の業務である。機構の処理結果から登録(記載)をするという行為は同じだが、記載する情報の性質(①却下/承認という行政処分の結果か、②市からの届出報告にかかる機構処理の確認か、③機構のみ把握(処理)した内容の情報提供か)は異なるため、同一業務として統合することに違和感を覚える。1つの業務は一連の流れで記載すべきであり、送付だから・報告だからという分類には意味がないと考える。例えば、資格喪失のフローでは起点が2つ(申請者起点・年金事務所起点)あり、起点が異なることによる業務差異は年金機構への報告有無だけである。年金事務所起点の場合は、年金機構への報告は不要なため、フロー上も記載不要であるが、そのように記載されていない。業務フロー2.1(免除・納付猶予申請書受理・審査)についても同様であり、事務処理基準に照らすと、自治体の免除業務の流れは当該フローでは完結していない。機構へ送付後、処理結果を受付処理簿に記載するまで法定受託事務であり、事務処理基準にもそう記載されている。(構成員)
- 業務フロー2.1(免除・納付猶予申請書受理・審査)は「終了」で業務が終わりとなっていることが正しくないということか。(オブザーバー)
- 認識の通りである。(構成員)
- 事務処理基準に則した場合、業務フロー5.1(年金機構への報告・送付)で送付対象の申請書を年金機構に送付しても業務終了とはならず、年金機構からの処理結果を受付処理簿に記載するまでが一連の業務であるため、その旨を業務フローに記述すべきということか。(オブザーバー)
- 認識の通りである。事務処理基準において年金機構からの処理結果を受付処理簿に記載する旨が明記されている業務については、業務フロー5.1(年金機構への報告・送付)の送付対象の資料の記載を各業務フローに移していただきたい。(構成員)
- 業務フロー4.1(年金請求書等受理・審査)では、年金請求書等を年金機構へ報告・送付して業務を終了しているが、当該フローについても事務処理基準で明記されて

いる対象について受付処理簿への記載を記述するということか。（オブザーバー）

- 認識の通りである。（構成員）
- 居所未登録者かどうか。（オブザーバー）
- 居所未登録者の場合は業務フロー1.11（不在）に則した業務を行う。なお、住民票が削除された場合にはその情報を年金機構に提供する必要がある、また年金機構から受領したリストを用いて不在処理を進めて住所変更が判明した場合には不在判明の報告を年金機構に行う必要があるため、これらの業務は業務フロー1.11（不在）に組み込まれるべきと考える。なお、年金機構への情報提供・報告については事務処理基準にも明記されている。（構成員）
- 業務フロー5.1（年金機構への報告・送付）と業務フロー5.2（年金機構からの情報登録）それぞれにおいて同じ業務としてまとめて整理している。本整理をこのままとするか、又は各業務フローに移すのか、いずれの整理がよいかを諮りたいと考えるが如何か。（オブザーバー）
- たとえ年金機構と自治体間の業務が同じ又は類似していても、1つの業務フローでまとめて整理するべきではないと考える。なぜなら、業務の内容は事務処理基準に明記されており、当該基準に則して、当該基準と対照できる形で業務フローが整理されるべきだからである。（構成員）
- 業務の流れを踏まえたうえで業務を整理しなければ、今後業務全体の流れ又は業務変更に伴うポイントが把握しにくくなるため、先ほど出た意見の通り、事務処理基準に則して業務整理を進める必要があると考える。（構成員）
- 業務フロー及びツリー図の作成目的は、業務を人又はシステムが行う作業に仕分けることで、国民年金にかかる標準システムが業務全体の中でどのような位置づけであるのか共通理解を促すためである。業務目線の自治体側の意見も踏まえて、業務フローの書き方について今一度検討してほしい。（オブザーバー）
- 先ほど出た意見の通り、業務開始から完結するまでを1枚のフローとしてまとめるのが基本ではないかと思う。（オブザーバー）
- 自身の理解のために確認させていただきたいが、今行っている議論はAsIsの話か。AsIsの話であれば業務フロー図及びツリー図の標準化後に各自治体が自身の仕事への影響を検討するプロセスが必要であるがそうになっていたか。（構成員）
- ToBeの議論をさせていただいている。ToBeのあるべき姿を表現するために業務フロー及びツリー図を作成しており、これら資料に則してシステム化すると業務はどうなるのかという議論を交わしている認識であるが如何か。（事務局）

- まさに先ほどの意見は、ToBe についての議論だと考えている。（構成員）
- 業務開始から完結するまでのフローを作成したうえでフロー中に無駄がないか整理することが ToBe 像に繋がっていくと考えており、業務が完結してないフローに基づいて ToBe 像を議論することは非常に問題である。まずは業務開始から完結するまでのフローを作り、ToBe 像の作成はそのあと行うべきと考える。（構成員）
- 業務フローの情報提供・登録に限った話でなく、すべての討議事項に言えることだが、標準システムを作るうえで重要なのは、法令及び事務処理基準を踏まえて、システムを構築することである。しかしながら、ベンダーには、法令の理解が十分でないまま意見しているように見受けられる部分もある。本来であれば、年金局が法令及び事務処理基準を踏まえたうえで業務を精査して、業務のベースを作成することが必要と考える。（構成員）
- 法令に従うのはもちろんであるが、事務処理基準は ToBe 像に従い変更していくことが妥当な進め方と考える。本来、事務処理基準に則して業務フローの作成・整理を進めることで ToBe 像が構築されていくが、今回の時間的制約を踏まえると、ToBe 像となるべき最低限の基準を設けて議論を行わなければ、AsIs に引っ張られた業務になると危惧している。私は、ToBe 像の基準として、手作業をどのように削減するか、データの二重入力があるならば減らすためには何をすべきか、紙処理をなくして事務処理を継続するためには何をすればよいか、この 3 つを最低限の基準として設けなければ、AsIs に引っ張られた業務になると懸念している。（構成員）
- 年金局内でも同じような議論があった。法令は変えられないが、事務処理基準については検討の余地があると考えている。ToBe 像の基準を示していないのは反省点であり、事務局で議論する時間をいただきたい。どのような基準に基づいて業務フローを作るべきか検討する（オブザーバー）
- 住民基本台帳法の規定事項も踏まえて、今後の進め方を決定する必要があると考えている。（構成員）
- 住民記録システムに関する議論は別の討議事項（個別①）で進めさせていただく。（事務局）
- 討議事項「共通②（2021年度より実施していない業務の取扱い）」について、所得情報提供は今後必要となる可能性があるのか年金局の考えを伺いたい。（構成員）
- 基本的に媒体による提供を求めないことで年金局と合意しており、本業務は今年度から実施していない。しかしながら、システムが稼働しなかった場合に備えたコン

チプランのためにわざわざ残すのかという議論は残っている。(オブザーバー)

- コンチプランは定常業務ではないため、業務フローへの記載は不要と考えているが、当該機能があることを示すために機能要件には記載しておくという整理もあるかと思う。他自治体の考えは如何か。(事務局)
- 業務フロー6.1(所得情報提供(免除勸奨))は協力連携事務のため任意となる認識。業務フロー6.2(所得情報提供(継続免除))については、年金機構で情報が取得できないことで、当市には600件の提供依頼があった。当市においては継続免除の従前の提供件数は4万件であり、当該件数と比較して600件は多い数ではないが、手作業で行うため相当な事務負担であった。もし不要とするならば、事務負担が発生しないようにしてほしい。(構成員)
- なぜ今年度に600件の提供依頼が発生したのか。(オブザーバー)
- 昨年度もあった。DVなどの情報連携ができないケースは必ず発生する。(構成員)
- 年金機構がどうしても取得できない場合があるのであれば、ご意見を踏まえて残す方向で整理するが如何か。(事務局)
- BPRを進めるなかでDVに関する業務フローについても整理していると思うが、その整理の中で、紙ベースのやり取りを前提とするよりも、将来的な対応を見据えて検討を深めていただきたい。(オブザーバー)
- 業務フロー6.1(所得情報提供(免除勸奨))は任意とし、業務フロー6.2(所得情報提供(継続免除))を残さないとするならば、紙媒体を廃止しても事務処理できることを年金機構が確認したうえで削除するというのは如何か。(構成員)
- 業務フロー6.1と6.2は残す方向とするが、紙媒体による業務のままかどうかは今後年金機構と協議させていただきたい。(オブザーバー)
- 討議事項「共通③(個別の調査依頼を公用照会に含めることの是非)」について、業務フロー6.1と6.2は残す方向とするため、本討議事項は討議対象から除外する。(事務局)
- 討議事項「共通④(法制度が異なる業務(年金生活者支援給付金)の記載単位)」について、似たような業務であるが、交付金請求においても国からは別々に件数等の把握をして請求してほしいと指示されているため、区別して考える必要がある。(構成員)
- 業務開始から完結するまでを1枚のフローとしてまとめるという視点で考える場合、法制度が異なる業務は分けて記載すべきという整理が妥当と考えるため、その方向で整理を進めたい。(事務局)

- 討議事項「個別①（国内転出における住民記録システムとの連携）」について、住所異動する申請者本人が自治体に住所変更の届出をした際に、住民異動届中に国民年金の基礎年金番号などを付記することによって、住民異動届を国民年金の住所異動としても見做せる規定があり、従来から、本人が年金窓口に対して住所異動の届出を個別にしなくても、住民異動届によって機構への報告が行われていた。したがって、平成30年3月から、年金関係については本人から機構への住所変更等の届出が省略できるとされたが、実際には自治体から年金機構への報告が不要となったことになる。しかしながら、住民基本台帳法の規定にもとづき住民異動届への基礎年金番号などの付記と国民年金システムの住所変更処理は必要であることから、住民記録-国民年金の担当者間の情報連携によって、当該情報をシステムに取り込んでいる。また、年金機構が住基との情報連携時に何らかの理由により情報を把握できない場合には、自治体が情報を提出する必要があるため、報告業務が完全になくなったわけではないということを理解いただきたい。（構成員）
- 自治体の住民記録-国民年金の担当者間の連携がある限り当該業務フローは必要と考える。なお、デジタル庁に確認させていただきたいが、今後、異なる業務システム間の連携について標準化が議論されるのか。もしそうであれば、当該議論の中で住民記録システム-国民年金システム間の連携が整理され、当該業務フローを廃止できると考える。（オブザーバー）
- 異なる業務システム間の連携要件について、検討を進めているところである。住民記録システムと国民年金システム間の連携要件についても議論を進めており、当該結果を連携要件に記載するとともに、必要な機能要件を明記することで、標準準拠システムの要件となる。（オブザーバー）
- 連携の意味が違う。今でも異動情報は住民記録の担当課から国民年金に流れており、異動情報を使って国民年金の被保険者単位で国民年金システム側の更新処理を実施しなければいけない。住民記録の担当課から国民年金の担当課への連携は必須であり、当該業務フローも必要と考えている。（構成員）
- 手作業が必要な段階では当該業務フローは残す。しかし、標準化が進む中で住民記録-国民年金システム間の自動連携が定められるのであれば、当該業務フローは不要と考えている。（オブザーバー）
- 手作業がなくなれば業務フローをなくすということか。（構成員）
- 手作業がなくなるというよりも、転出が発生した場合に住民記録-国民年金システム間で自動連携されて、原簿上に自動反映されるのであれば、業務フローを落とす

という話である。(オブザーバー)

- 当市においては住民記録システムから異動情報を受領した際にバッチ処理で国民年金システムに反映している。この仕組みは、手作業をバッチ処理に代えただけであり、住民記録システムが国民年金システムの処理を実行しているわけではない。(構成員)
- ToBe として、そもそも人が介在しないという整理が出来た段階で、業務フローとして落とすということである。(オブザーバー)
- 最終的には機能要件でどのように定めるのかという話だと考える。標準システム間の連携要件については、バッチやリアルタイムいずれにするかを含めて検討していく。(オブザーバー)
- 現時点では当該業務フローを残す方向で整理することとする。(事務局)
- 討議事項「個別②(年金機構における所得情報把握の運用)」について、この議論も一つ前の議論(討議事項「個別①」)と同じ扱いであり、連携要件に応じて要不要が判断されると考える。(構成員)
- 連携の開始時期が未定のため、現時点では当該業務フローを残すこととする。(事務局)
- 討議事項「個別③(所得情報提供(年金受給者))の削除是非」について、年金機構における所得情報把握の運用)」について)1つに統一する意見がないため、業務フロー6.3「所得情報提供(年金生活者支援給付金)」と業務フロー6.4「所得情報提供(年金受給者)」を現状のまま分ける形とする。(事務局)
- 討議事項「個別④(DV管理業務の位置づけと要件)」について、機能要件のタイミングで必要な機能の整理を進めることとする。(事務局)

### (3) 業務フローにおける論点討議

- 討議事項「共通①(関係届書出力に関するフロー上の取り扱い)」について、出力作業「届書出力」を業務フロー上に追加する方向で整理を進めることとする。(事務局)
- 討議事項「共通②(住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連))」について、住民記録システムとの連携を業務フロー上に記載する方向で整理を進めたい。なお、記載後の業務フローについては今後の会議で確認・議論いただくこととする。(事務局)
- 討議事項「共通③(資格喪失(死亡、海外転出、60歳到達等)の把握方法)」につ

いて、あるべき姿から考えると、年金窓口ではなく住民課が全て処理するのが普通  
と思えるが、住民課だけの処理では何か問題があるのか。（構成員）

- 基本は住民課で手続きをする。死亡の場合は死亡届により給付にかかる話があれば、海外転出の場合は任意加入するのであれば、年金窓口にお越しいただく。ただし、60歳になったことで被保険者本人が年金窓口に来て資格を喪失する手続きは行っていないと思う。被保険者本人が年金窓口に来なくとも住民課からの連携、または国民年金システムで管理する「生年月日」情報により喪失処理を行うことになっているはず。（構成員）
- あるべき姿としては、住民課の情報が他課へ連携されるワンストップの形が理想ではないか。住民課が処理した情報がベースとなるが、他課のシステムが保有する情報も依然として残るという業務フローにしていだけないか。（構成員）
- その方向で業務フローの整理を進めることとする。（事務局）
- 討議事項「個別①（公用照会における証明書作成のシステム化可否）」について、「証明書作成」をシステム化する方向で整理を進めることとする。（事務局）
- 討議事項「個別②（年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の標準化）」について、別途、事前に情報提供頂いた基準に基づいて業務フローを整理することとする。（事務局）
- 討議事項「個別③（受給者の異動に関する業務（氏名・生年月日・性別変更）」）について、受給者の場合は業務フロー4.1（年金請求書等受理・審査）に含める方向で整理することとする。（事務局）

#### （4）機能要件及び帳票要件について

- 第2回ワーキングチームにて討議するにあたり、機能要件と帳票要件を事前に配布予定である。作成方針を資料に記載しており、本会議後にご確認をお願いしたい。（事務局）

#### （6）その他

- 本日の議論でデータ連携の重要性を再確認できたと思う。デジタル庁からデータ連携のプランや考え方を聞かせていただける機会がほしい。（構成員）
- データ要件及び連携要件は現在作成している。国民年金標準化は第2グループであるが、第1グループの策定状況について参考になる資料があるので、機会があれば私から説明したい。（オブザーバー）

以上